

令和2年4月21日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九州大学病院長 赤司 浩一

福岡大学病院長 岩崎 昭憲

福岡市長 高島 宗一郎

### 新型コロナウイルス感染症の治療薬に関する要望

日頃から格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、福岡市においても感染拡大の防止に尽力しているところですが、依然として多くの感染者が発生している状況であり、病床数も限界に近づいております。医療従事者の肉体的、精神的な負担も大きくなっている現状において、適切な医療を提供し続けるには、医療現場における新たな取組みが必要不可欠となっております。

先般、4月18日開催の日本感染症学会において、アビガンを投与した患者について、軽症や中等症の患者の9割、重症患者の6割において症状の改善が認められたという報告がございました。

アビガンは、他の薬が無効な新型インフルエンザウイルス感染症等が発生し、国が使用すると判断した場合に投与が検討される薬として承認され、治験中の現段階でもその副作用について明らかにされている状況であり、新型コロナウイルス感染症においても、早期にアビガンを投与することで、感染者の重症化を防ぐことが期待できると考えております。

つきましては、感染者の重症化を予防するとともに、地域医療体制の崩壊を防ぐため、まず、国家戦略特区に指定されている福岡市において、下記の方法により、アビガンの投与が可能となるよう要望いたします。

アビガンの使用に関しては、治験中で緊急時に限られており、国内では一般に流通しておりませんので、その優先的な調達に格別のご高配を賜りますようお願いするとともに、この取組みは、我が国の医療現場における新型コロナウイルス感染症への対応のモデルケースとなりうると考えておりますので、速やかに全国へ展開されることをご検討賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1. 倫理審査委員会の承認手続の省略

現状、アビガンを投与するに当たっては、観察研究の下、倫理審査委員会の承認が必要とされているが、医療現場においては、本手続に時間を要するため、迅速な投与ができない状態となっている。このため本手続を省略し、医師の判断の下でアビガンを投与できるようにする。

なお、アビガンを投与する医療機関は、福岡市内で、観察研究を行う医療機関に限定する。

### 2. 医師の問診等による投与の決定

アビガンの投与に当たっては、PCR検査によって陽性と判定された者について、感染症の専門医師が、問診やCT検査の状況、副作用（催奇形性）等を考慮し、本人に説明し同意を得た上で、投与の決定を行うこととする。

### 3. 投与された者のフォローアップ

新型コロナウイルス感染症の治療のためのアビガンの投与に当たっては、副作用の懸念もあることから、一定期間、継続的に投与された者の状況を把握できる体制を構築することとする。

なお、この観察研究で得られた情報については、適宜共有することとする。